

日本年金機構からのお知らせ

納めた国民年金保険料は全額が  
社会保険料控除対象です。

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金など社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、本年1月から12月までに納められた保険料の全額です。また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やお子様等の負担すべき保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書提出の際には必ずこの証明書または領収書等を添付してください。

ご不明の点は、飯田年金事務所(電話0265-22-3641)までお気軽にお問い合わせください。

11月は年金月間です。  
この機会に年金加入状況と納付状況の確認を!

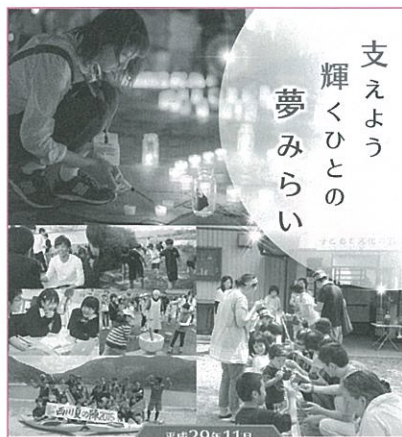
病児保育施設「おひさまはるる」  
開所時間変更のお知らせ

健和会病院に事業を委託し実施している「病児・病後児保育事業」につきまして、12月より、次のとおり開所時間が変更となります。

- 対象...生後6か月から小学校就学児童で、病気により保育所等での集団生活が困難かつ保護者の就労等により家庭で保育ができない子ども
- 定員...1日6名
- 開所時間...平日の午前8時～午後6時(11月末までは午後4時まで)
- 利用料...5時間以内(11月末までは4時間以内)の利用で1,000円、5時間以上(11月末までは4時間以上)の利用で2,000円(所得等に応じて減免があります)

※お子さんの病状等によってはお預かりできない場合もございます。

※利用に当たっては、事前に村に登録をする必要があります。登録を希望される場合や、事業の詳細につきましては、役場福祉課までお問い合わせください。



子供・若者育成支援  
強調月間

下條村青少年健全育成会では、11月13日(月)の朝、子どもたちの登校時間に合わせ、街頭活動(おはよう等の声かけ)を実施します。皆様の運動へのご理解とご協力をよろしくお願いたします。

支えよう  
輝くひとの  
夢みらい

この強調月間では、子ども・若者の社会的自立の促進や、犯罪・有害環境からの保護等のため、行政・関連機関が一体となって、子どもたちの健全育成運動を推進します。

下條村では期間中、広報車による広報活動や、村内の店舗や公共施設への有害環境チェックパトロール等を実施します。

また、十一月は児童虐待防止推進月間でもあります。児童虐待は、子育て家庭だけの問題ではなく、社会全体で取り組むべき課題として捉え、広報・啓発活動に取り組みます。

信州あいさつ運動を推進  
します

この運動は、家庭や地域でお互いあいさつを交わし、つながることで、地域を元気にすることを目的としています。

大人から子どもたちにあいさつをすること、一人じゃないよ、というメッセージを伝え、地域全体で子どもたちの育ちを応援していきましょう。

十一月は子ども若者育成  
支援強調月間です



いきいきらんど情報

弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

①速やかな避難行動 ②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください

Jアラートが流れたら 落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外にいる場合

近くの建物の中か地下に避難。

(注) できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くになければ、それ以外の建物でも構いません。

建物がない場合

物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合

窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。



小児インフルエンザ予防接種

2回目の接種費用の助成を行います

- 対象者 0歳～中学3年生
- 期間 平成29年10月16日～平成30年2月28日までに接種を受けられた方
- 場所 県内医療機関



\*直接予約をしてください。予診票は医療機関にあります必ず体調の良い時に接種するようにしましょう。

助成金額 上限2,000円又は4,000円

- \*13歳未満は抗体の上昇をより確実とするため2回接種となります。
- \*1回接種の場合は上限2,000円、2回接種の場合上限4,000円までの助成となります。
- \*2回接種の対象者で1回しか接種しなかった場合2,000円の上限となります。
- \*各医療機関の窓口で接種費用を全額お支払下さい。申請後指定金融機関口座へ振込みをします。

申請方法 福祉課で申請書に記入し手続きを行ってください。

申請期限 平成30年3月30日(金)

持ち物 領収書、健康の記録、母子手帳、接種済み証等の接種したことがわかる物、印鑑、振込み口座(貯金通帳等)

その他 申請書はいきいきらんど下條にあります。この予防接種は強制ではありません。

ご協力お願いします

自分の村を良くする仕組  
共同募金

今年も全国一斉に赤い羽根共同募金が始まりました。下條村では赤い羽根共同募金と歳末たすけ合いを併せて行います。

昨年は985,516円と、大きな金額のご協力を頂き、県の共同募金会に送金いたしました。本年度下條村では812,516円の配分金を受け、子育て支援や老人福祉、災害救援用毛布の購入など多くの事業に役立てる事が出来ています。

今年も村内の多くの事業所様や各世帯の皆様のご協力よろしく  
お願いします。

